

静岡文化芸術大学大学院研究科長の任期及び選任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科長及びデザイン研究科長(以下「研究科長」という。)の任期及び選任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 研究科長の任期は、2年とする。

2 研究科長は、再任されることができる。

(選任の事由)

第3条 研究科長候補者の選任は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 研究科長の任期が満了するとき。
- (2) 研究科長が辞任したとき。
- (3) 研究科長が前各号以外の理由で欠員となったとき。

(選任の時期)

第4条 研究科長候補者の選任は、前条に規定する事由により、それぞれ次の期間内に行うものとする。

- (1) 前条第1号による場合は、任期満了の30日以前に行う。
- (2) 前条第2号及び第3号による場合は、その事由が生じた後、速やかに行う。

(選考の基準)

第5条 研究科長は、人格、識見ともに優れ、かつ、教育、研究等において指導力を発揮し得る能力を有し、研究科長としての職務を掌理し得る者でなければならない。

(選考及び任命)

第6条 学長は、前条に定める研究科長の選考基準に従って、当該研究科の教授の中から研究科長候補者を選考し、理事長に申出を行う。

2 理事長は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第73条の規定により、前項の規定による学長からの申出に基づき研究科長を任命し、役員会に報告する。

(委任)

第7条 この規則の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の制定後最初に行われる研究科長の任命については、第6条に規定する選考
手続に基づくことを要しないものとし、理事長が任命する。

附 則

この改正は、平成23年5月11日から施行する。